

## 消費税改正

Q：平成31年10月より消費税率が10%へ引上げられますが、主な内容と留意点があれば教えてください。

A：軽減税率制度の導入と経過措置があります。

## 1. 消費税率引上げと軽減税率制度の導入

(1)概要：平成31年10月1日より、現行の8%から10%に引き上げられます。また、これと同時に低所得者への配慮の観点から「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に軽減税率制度が導入されます。

(2)税率：

適用時期 区分	現行	平成31年10月1日(軽減税率制度実施)	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

(3)請求書等記載事項：事業者は取引等を税率の異なるごとに区分して記帳・経理を行い、区分経理した帳簿及び請求書等(区分記載請求書等)の保存が必要となります。また、平成31年10月1日から「適格請求書等保存方式」(「インボイス制度」)が導入されます。

(4)対応：①軽減税率制度の理解

②レジ、受発注システム、会計ソフトの改修等、それに伴う軽減税率対策補助金申請の検討(軽減税率対策補助金事務局 HP 参照)

③新しい記載ルールに従った請求書、領収書の発行、区分経理に対応した帳簿の作成等の事前準備

平成30年11月  
税理士法人石井会計